

○荷台乗車の許可

(第 56 条第 2 項)

審査基準

平成 21 年 2 月 13 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 56 条第 2 項
処分の概要	荷台乗車の許可
原権者(委任先)	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長
法令の定め	道路交通法第 58 条(制限外許可証の交付等) 道路交通法施行令第 24 条(制限外許可の条件) 道路交通法施行規則第 8 条(制限外許可証の様式等)
審査基準	別紙参照
標準処理期間	5 日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	当該車両の出発地を管轄する警察署の交通課(交通第一課を含む。)又は交通部高速道路交通警察隊
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課を含む。)又は交通部高速道路交通警察隊
決裁区分等	警察署交通課長(交通第一課長を含む。)又は交通部高速道路交通警察隊長

別紙

[別紙参照]